

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.001

処 分 名	防火対象物の定期点検報告制度の特例認定
処 分 の 概 要	申請に基づく検査の結果、消防法令の遵守状況が優良な場合、点検報告の義務を免除する防火対象物として認定することができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条の2の3第1項
審 査 基 準	<p>◎防火対象物の点検報告の義務がある防火対象物で、次の要件を全て満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none">・防火対象物の管理を開始した時から3年が経過していること。・過去3年以内において消防法の規定による命令がされることがなく、又はされるべき事由が現にないこと。・過去3年以内において防火対象物定期点検報告制度の特例認定の取消しを受けたことがなく、又は受けるべき事由が現にないこと。・過去3年以内において防火対象物の点検若しくは報告がされていること。・過去3年以内において防火対象物の点検の結果、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがないこと。・当該防火対象物について、消防法又は消防法に基づく命令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合するものであると認められること。
標準処理期間	30日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	消防本部予防課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■消防法

第8条の2の3 消防長又は消防署長は、前条第1項の防火対象物であつて次の要件を満たしているものを、当該防火対象物の管理について権原を有する者の申請により、同項の規定の適用につき特例を設けるべき防火対象物として認定することができる。

- 一 申請者が当該防火対象物の管理を開始した時から3年が経過していること。
- 二 当該防火対象物について、次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 過去3年以内において第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたことがあり、又はされるべき事由が現にあること。
 - ロ 過去3年以内において第6項の規定による取消しを受けたことがあり、又は受けるべき事由が現にあること。
 - ハ 過去3年以内において前条第1項の規定にかかわらず同項の規定による点検若しくは報告がされなかつたことがあり、又は同項の報告について虚偽の報告がされたことがあること。
 - ニ 過去3年以内において前条第1項の規定による点検の結果、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがあること。
- 三 前号に定めるもののほか、当該防火対象物について、この法律又はこの法律に基づく命令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合するものであると認められること。

■消防法施行規則

第4条の2の6（防火対象物の点検基準）

申請に対する処分の審査基準

担当部署:消防本部予防課

No.002

処 分 名	防災管理点検報告制度の特例認定
処 分 の 概 要	申請に基づく検査の結果、消防法令の遵守状況が優良な場合、点検報告の義務を免除する防災管理対象物として認定することができます。
根拠法令等・条項	消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第1項
審 査 基 準	<p>◎防災管理点検報告の義務がある建築物その他工作物で、次の要件を全て満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 防災管理対象物の管理を開始した時から3年が経過していること。・ 過去3年以内において消防法の規定による命令がされることがなく、又はされるべき事由が現にないこと。・ 過去3年以内において防災管理対象物定期点検報告制度の特例認定の取消しを受けたことがなく、又は受けるべき事由が現にないこと。・ 過去3年以内において防災管理対象物の点検及び報告がされていること。・ 過去3年以内において防災管理対象物の点検の結果、防災管理点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがないこと。・ 当該防災管理対象物について、消防法又は同法に基づく命令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合すること。
標準処理期間	30日
設定年月日	平成26年4月1日(最終改正:令和3年4月1日)
申請時期	随時
申請方法	消防本部予防課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■消防法

第36条第1項 第8条から第8条の2の3までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。(略)

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.003

処 分 名	危険物の仮貯蔵及び仮取扱の承認
処 分 の 概 要	指定数量以上の危険物を 10 日以内に限って仮に貯蔵又は取扱いをする場合には一定の条件を満たし、消防長の承認を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第10条第1項
審 査 基 準	◎春日部市危険物等事務処理指針その他、危険物の種類、数量及び性質に応じ、火災の予防上安全であることが要件となります。
標準処理期間	10日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申請時期	危険物の仮貯蔵及び仮取扱の10日前
申請方法	消防本部予防課窓口への提出
備 考	春日部市手数料条例に基づく手数料が必要となります。

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■消防法

第10条 指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

■春日部市危険物の規制に関する規則

第2条第1項

■春日部市危険物等事務処理指針

第8条各号

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.004

処 分 名	危険物施設の設置・変更の許可
処 分 の 概 要	指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱う危険物施設を新たに設置あるいは、危険物施設の位置、構造又は設備を変更するにはあらかじめ許可を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第11条第1項
審 査 基 準	◎製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備の基準に適合し、かつ、製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであることが要件です。
標準処理期間	設置許可21日・変更許可14日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申請時期	着工前
申請方法	消防本部予防課窓口への提出
備 考	春日部市手数料条例に基づく手数料が必要となります。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■消防法

第11条第1項 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

一 消防本部及び消防署を置く市町村（次号及び第三号において「消防本部等所在市町村」という。）の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所（配管によって危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの（以下「移送取扱所」という。）を除く。） 当該市町村長

二 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所（移送取扱所を除く。） 当該区域を管轄する都道府県知事

三 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長

四 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事（2以上の都道府県の区域にわたって設置されるものについては、総務大臣）

2 前項各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は総務大臣（以下この章及び次章において「市町村長等」という。）は、同項の規定による許可の申請があつた場合において、その製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が前条第4項の技術上の基準に適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるときは、許可を与えなければならない。

第10条第4項 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

■危険物の規制に関する政令

第3章 製造所等の位置、構造及び設備の基準

申請に対する処分の審査基準

担当部署:消防本部予防課

No.005

処 分 名	危険物施設の完成検査
処 分 の 概 要	危険物施設を設置又は変更したときは、完成検査を受け、製造所等の位置、構造及び設備の基準に適合していると認められた後でなければ、使用することができません。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第11条第5項
審 査 基 準	◎完成検査は、申請に係る製造所、貯蔵所又は取扱所が消防法に規定する技術上の基準に適合し、かつ、許可申請の内容のとおりに完成しているかを確認します。 完成検査の結果、申請に係る製造所等が消防法に規定する技術上の基準に適合し、かつ、許可申請の内容のとおりに完成していると認められる場合は完成検査済証を交付します。
標準処理期間	完成検査を行った日から7日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：令和3年4月1日）
申請時期	危険物施設の設置又は変更工事が完了した後
申請方法	消防本部予防課窓口への提出
備 考	春日部市手数料条例に基づく手数料が必要となります。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■消防法

第11条第5項 第1項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第4項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。

第10条第4項 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

■危険物の規制に関する政令

第3章 製造所等の位置、構造及び設備の基準

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.006

処 分 名	仮使用の承認
処 分 の 概 要	危険物施設の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該危険物施設のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第11条第5項
審 査 基 準	◎次の要件を全て満たす必要があります。 ・仮使用の承認に係る部分が変更工事に係る部分以外の部分であること。 ・当該仮使用の承認申請に係る施設の部分が、変更の工事中においても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない部分であること。
標準処理期間	14日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申請時期	変更許可申請と同時
申請方法	消防本部予防課窓口への提出
備 考	春日部市手数料条例に基づく手数料が必要となります。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■消防法

第11条第5項 第1項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第4項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。

■春日部市危険物等事務処理指針

第10条

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.007

処 分 名	危険物施設の完成検査前検査
処 分 の 概 要	液体危険物タンクを有する製造所等は、完成検査を受ける前に液体危険物タンクの設置又は変更の工事の工程ごとに、当該タンクに関し技術上の基準に適合されているか、検査を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第11条の2第1項
審 査 基 準	◎完成検査前検査は、消防法に規定する技術上の基準に適合し、許可申請の内容のとおり完成しているかどうかを確認します。
標準処理期間	完成検査前検査を行った日から7日
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申 請 時 期	検査の内容によって異なりますので、消防本部予防課へ問い合わせて下さい。
申 請 方 法	消防本部予防課窓口への提出
備 考	春日部市手数料条例に基づく手数料が必要となります。

■消防法

第11条の2第1項 政令で定める製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更について前条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る工事で政令で定めるものについては、同条第5項の完成検査を受ける前において、政令で定める工事の工程ごとに、当該製造所、貯蔵所又は取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるもの（以下この条及び次条において「特定事項」という。）が第10条第4項の技術上の基準に適合しているかどうかについて、市町村長等が行う検査を受けなければならない。

第10条第4項 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

■危険物の規制に関する政令

第3章 製造所等の位置、構造及び設備の基準

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.008

処 分 名	予防規程の認可、変更認可
処 分 の 概 要	一定の規模以上の製造所等では、火災を予防するため、予防規程を定め認可を受けなければなりません。 予防規程を変更するときも、認可が必要となります。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第14条の2第1項
審 査 基 準	◎消防法に規定する技術上の基準に適合し、かつ、その他火災予防のために適当であることが要件となります。
標準処理期間	14日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申請時期	制定又は変更した時
申請方法	消防本部予防課窓口への提出
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■消防法

第14条の2第1項 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の火災を予防するため、総務省令で定める事項について予防規程を定め、市町村長等の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

第14条の2第2項 市町村長等は、予防規程が、第10条第3項の技術上の基準に適合していないときその他火災の予防のために適当でないとき認めるときは、前項の認可をしてはならない。

■危険物の規制に関する政令

第4章 貯蔵及び取扱の基準

■危険物の規制に関する規則

第60条の2（予防規程に定めなければならない事項）

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.009

処 分 名	定期保安検査
処 分 の 概 要	一定規模以上の屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所は、政令で定める時期ごとに保安に関する検査を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第14条の3第1項
審 査 基 準	◎屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に係る構造及び設備に関する事項で危険物の規制に関する規則で定めるものが、消防法に規定する技術上の基準に従って維持されているかどうかを確認します。
標準処理期間	
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申 請 時 期	
申 請 方 法	消防本部予防課窓口への提出
備 考	過去に申請の事例がなく、当面申請が見込まれないものです。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■消防法

第14条の3第1項 政令で定める屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者は、政令で定める時期ごとに、当該屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第10条第四項の技術上の基準に従って維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.010

処 分 名	臨時保安検査
処 分 の 概 要	一定規模以上の屋外タンク貯蔵所において、不等沈下その他の政令で定める事由が生じた場合には、保安に関する検査を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第14条の3第2項
審 査 基 準	◎屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で危険物の規制に関する規則で定めるものが、消防法に規定する技術上の基準に従って維持されているかどうかを確認します。
標準処理期間	
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申 請 時 期	
申 請 方 法	消防本部予防課窓口への提出
備 考	過去に申請の事例がなく、当面申請が見込まれないものです。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■消防法

第14条の3第2項 政令で定める屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該屋外タンク貯蔵所について、不等沈下その他の政令で定める事由が生じた場合には、当該屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第10条第4項の技術上の基準に従って維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.011

処 分 名	完成検査済証の再交付
処 分 の 概 要	完成検査済証の交付を受けている者は、完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、その再交付を申請することができません。
根拠法令等・条項	危険物の規制に関する政令（昭和34年9月26日政令第306号）第8条第4項
審 査 基 準	◎申請内容が完成検査時の内容と誤りがないことが要件となります。
標準処理期間	7日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申請時期	完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したとき
申請方法	消防本部予防課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■危険物の規制に関する政令

第8条第4項 前項の完成検査済証の交付を受けている者は、完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した市町村長等にその再交付を申請することができる。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.012

処 分 名	保安検査時期の変更
処 分 の 概 要	一定規模以上の屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所における保安検査を受ける時期について、災害その他の総務省令で定める事由により、当該時期に保安検査を行うことが適当でないと認められるときは、別に定める時期とすることができます。
根拠法令等・条項	危険物の規制に関する政令（昭和34年9月26日政令第306号）第8条の4第2項
審 査 基 準	◎次のいずれかに該当する場合となります。 <ul style="list-style-type: none">・災害その他非常事態が生じたこと。・保安上の必要が生じたこと。・危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたこと。・使用の状況（計画を含む。）等に変更が生じたこと。
標準処理期間	
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申 請 時 期	
申 請 方 法	消防本部予防課窓口への提出
備 考	過去に申請の事例がなく、当面申請が見込まれないものです。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■危険物の規制に関する政令

第8条の4第2項 法第14条の3第1項の政令で定める時期は、次の各号に掲げる特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。ただし、災害その他の総務省令で定める事由により、当該時期に法第14条の3第1項の保安に関する検査を行うことが適当でないと認められるときは、当該特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、市町村長等が別に定める時期とすることができる。(略)

■危険物の規制に関する規則

第62条の2第1項 令第8条の4第2項ただし書の総務省令で定める事由は、次に掲げるものとする。

- 一 災害その他非常事態が生じたこと。
- 二 保安上の必要が生じたこと。
- 三 危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたこと。
- 四 前号に掲げるもののほか、使用の状況(計画を含む。)等に変更が生じたこと。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.013

処 分 名	火薬類の譲渡又は譲受の許可
処 分 の 概 要	火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、許可を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第17条第1項
審 査 基 準	◎次の要件を全て満たす必要があります。 ・火薬類の譲渡又は譲受の目的が明らかであること。 ・公共の安全の維持に支障を及ぼす恐れがないと認めること。
標準処理期間	5日（公安委員会への意見照会に要する期間を除く。）
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申 請 時 期	許可を受けようとする1か月前から受け付けることができます。
申 請 方 法	消防本部予防課窓口への提出
備 考	春日部市手数料条例に基づく手数料が必要となります。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■火薬類取締法

第17条第1項 火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。(略)

第17条第2項 都道府県知事は、譲渡又は譲受の目的が明らかでないときその他譲渡又は譲受が、公共安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

■火薬類取締法に係る標準事務処理要領（埼玉県制定）

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.014

処 分 名	火薬類の譲渡又は譲受の許可証再交付
処 分 の 概 要	譲渡許可証又は譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、再交付を申請しなければなりません。
根拠法令等・条項	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第17条第8項
審 査 基 準	◎申請内容が許可時の内容と誤りがないことが要件となります。
標準処理期間	5日
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	消防本部予防課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■火薬類取締法

第17条第8項 譲渡許可証又は譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、経済産業省令で定めるところにより、その事由を具して交付を受けた都道府県知事にその再交付を文書で申請しなければならない。

■火薬類取締法に係る標準事務処理要領（埼玉県制定）

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.015

処 分 名	火薬類の消費の許可
処 分 の 概 要	火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者は、許可を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第25条第1項
審 査 基 準	◎次の要件を全て満たす必要があります。 ・爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量又は方法が適当であると認めること。 ・その爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞がないと認めること。
標準処理期間	5日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申請時期	許可を受けようとする1か月前から受け付けることができます。
申請方法	消防本部予防課窓口への提出
備 考	春日部市手数料条例に基づく手数料が必要となります。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■火薬類取締法

第25条第1項 火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者（火薬類を廃棄するため爆発させ、又は燃焼させようとする者を除く。以下「消費者」という。）は、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習、信号、観賞その他経済産業省令で定めるものの用に供するため経済産業省令で定める数量以下の火薬類を消費する場合、法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する場合及び非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費する場合は、この限りでない。

第25条第2項 都道府県知事は、その爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量又は方法が不相当であると認めるときその他その爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

■火薬類取締法に係る標準事務処理要領（埼玉県制定）